

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獸保護区
厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成 年 月
環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域

【厚岸・別寒辺牛】 北海道厚岸郡厚岸町内の私有地の区域（厚岸町字別寒辺牛1番から8番までの区域を除く。）、同郡標茶町の区域、厚岸町字別寒辺牛の糸魚沢林道敷地の区域、JR根室本線路用地の区域、JR根室本線用地界以北に位置する国道44号の中央線から南側に100mの幅をおいて引いた線と国道44号の北側道路敷地界から北側に100mの幅をおいて引いた線との間の区域及び道道上風連大別線の道路敷地の区域

【厚岸湖】 同郡厚岸町字東梅31-348番地と31-349番地の境界線を北に延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み厚岸大橋の東側南端に至り、同所から同橋を北進し同橋の東側北端に至り、同所から同汀線を東進し町道港町西5の通りの中央線を湖面側に延長した線との交点に至る線から沖合100mの水域、町道港町西5の通りの中央線を湖面側に延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字住の江町1丁目60番地と63番地の境界線を湖面側に延長した線との交点に至る線から沖合200mの水域、及び字住の江町1丁目60番地と63番地の境界線を湖面側に延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北進し町道住の江町6号線の中央線を湖面側に延長した線との交点に至る線から沖合100mの水域

【トライベツ】 トライベツ鳥獣保護区の全域

【国有林】 川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内の国有林201林班り小班、201林班口小班（202林班二小班に隣接する区域を除く。）、201林班口1小班、202林班二2小班、203林班ハ小班、204林班ハ小班、205林班二小班、206林班ハ小班、207林班へ小班、208林班ホ小班、210林班ト2小班、211林班ハ2小班、212林班口小班、213林班二小班、214林班二小班、218林班口小班、224林班ホ小班、225林班二小班、226林班ホ小班、228林班へ小班、229林班ハ小班、232林班口小班、233林班ハ小班、234林班お1小班、ハ小班、236林班と小班及び口からトまでの各小班的区域 312

林班口小班、313 林班口小班的区域、及びこれらの国有林内の林道の区域

【大別川】 厚岸郡厚岸町字サンヌシ 31－5 番地の南東を起点とし、同所から同番地の南側境界線を西進し 42 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の東側境界線を北進し 50 番地と大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

【藻散布沼】 同郡浜中町字藻散布 203－12 番地の北西端と 190－2 番地の西端とを結んだ線より東側の区域

【火散布沼】 同郡浜中町字火散布 11 番地の北西端より真西から南に 9 度回転し対岸を見透した南側の区域

【霧多布】 道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地の区域、浜中町字仲の浜 120 番地の南側境界線と泥川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬湾海岸線に至り、同所から同境界線を東進し字湯沸 506 番地の北端から真西に見透した線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同番地の北端に至り、同所から湯沸 900 番地の北端を見透した線を北東に進み同番地の北端に至り、同所から霧多布島の海岸線外周縁を真北に見透した線を北進し同海岸線との交点に至り、同所から同外周縁を東進し同島の南東端に至り、同所から嶮暮帰島の北東端を見透した線を南西に進み同島北東端に至り、同所から同島の南側境界線を南進し同島の南西端に至り、同所から対岸の岬を見透した線を西進し同岬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬 738－1 番地の南西端から真南に見透した線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地に至り、同所から同番地の西側境界線を北西に進み道道別海厚岸線との交点に至り、同所から同道路の南側道路敷地界を東進し琵琶瀬 718 番地の南西端から横断方向に引いた線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の南西端に至り、同所から同境界線を東進し 717 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し 716 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し 715 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し 716 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字琵琶瀬 476－1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同境界線の延長線と琵琶瀬大沼川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し琵琶瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し字霧多布 25

番地の南側境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を東進し同番地の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線の延長線と泥川右岸との交点に至り、同所から字仲の浜 120 番地の南側境界線を延長した線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は 49 科 223 種、哺乳類は 9 科 31 種である。当地域には湖沼や湿原などが広く含まれていることから、ガン・カモ類、シギ・チドリ類などの渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として重要な位置を占めている。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類などの多様さは、自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB 類のオジロワシ、絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オオワシなどの希少な鳥類も数多く確認されている。

これらの地域のうち、特別天然記念物でもあるタンチョウの繁殖が確認され、特に生態系の環境が良好で、野生鳥獣の生息、繁殖などの場として重要な地域を、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9,039ha (7,781 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,189 ha (0 ha)
農耕地	9 ha (0 ha)
水 面	3,787 ha (3,578 ha)
その他	4,054 ha (4,203 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 3,182 ha (2,980 ha)

{ { { {	国有林 478 ha (478 ha)	林野庁所管 478 ha (478 ha)	制限林 478 ha (0 ha)
		その他所管 — ha	普通林 — ha (478 ha)
	国有林以外の国有地 (財務省所管) 2,704 ha (2,502 ha)		

{ {	都道府県有地 1 ha (0 ha)
	市町村有地 395 ha (329 ha)

私有地等 1,674 ha (894 ha)

公有水面 3,787 ha (3,578 ha)

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha 自然環境保全地域特別保護地区 — ha

自然環境保全地域普通地区 — ha

自然公園法による地域 6,128 ha (6,047 ha) 特別保護地区 — ha

(名称: 厚岸道立自然公園) 特別地域 5,952 ha (5,918ha)

普通地域 176 ha (129 ha)

文化財保護法による地域 803 ha (837 ha)

(名称: 霧多布泥炭形成植物群落 (国指定天然記念物))

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は北海道東部の厚岸郡厚岸町、浜中町及び川上郡標茶町にまたがる厚岸湖、霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼及び別寒辺牛川流域を含む区域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、根釧台地と称される広大で平坦な海蝕準平原様の地形を呈しており、標高 60~170mである。その中に霧多布泥炭地や厚岸湖などの低地や沈水地が分布している。

地質は堆積岩であり、最下位は基盤である根室層群（白亜紀—古第三紀）、その上を
含炭の浦幌層群（古第三紀）が不整合に覆っている。これら両層群はともに堅い岩盤地層である。別寒辺牛湿原及び霧多布湿原の泥炭層の下層は沖積層から構成され、この地層は最も新しい地質時代の堆積物で未凝固の軟らかいものである。火散布沼及び藻散布沼は海跡湖であり、沼全体が浅く湖岸が入り組んだ汽水湖となっている。

ウ 植物相の概要

当該地域は、霧多布湿原及び別寒辺牛湿原の2つの大規模な湿原を有しており、霧多布湿原はミズゴケ主体の高層湿原が多いのに対し、別寒辺牛湿原は主にヨシ、スゲの低層湿原となっており好対照な景観を形成している。別寒辺牛川中流域の本流と支流トライベツ川に挟まれた沖積低地には発達した高層湿原があり、ガンコウラン、イソツツジ、ヒメシャクナゲなどの群落が見られる。湖沼岸沿いに分布する塩湿地群落、水生植物群落のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などの森林を含めて良好な自然環境を形成している。特に霧多布湿原の中央部 803ha は「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

当該地域には、北海道内に生息している陸生哺乳類及び鳥類の大半の種が生息している。当該区域には、湖沼や湿原、内湾等が広く含まれていることから、多様なガン・カモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。当該地域内の湖沼や内湾では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類の

ツクシガモや絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ、アカアシシギ、セイタカシギなどが確認されている。また、当該地域内の湿原では、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の飛来、繁殖が確認されている。当該地域内の河川における魚類相も豊かであり、サケ科サケ、カラフトマス、サクラマス、イトウ、キュウリウオ科シシャモ、ワカサギ、チカ、シラウオ科シラウオなどが確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 特別保護地区用制札 | 30 本 |
| (2) 案内板 | 5 基 |